

# 2020年に向けた新たな環境政策（改訂版）

2013年3月5日 理事会

## □環境政策の特徴

コープしがでは、2010年度に「2020年に向けた新たな環境政策（第1次案）」を作成しました。しかし、2011年3月に東日本大震災が発生し、同時に発生した福島原発の事故の影響もあって社会全体が大きく変化しつつあります。

地震の際発生した巨大津波は甚大な被害をもたらし、原発事故ではその安全性も含めて多くの知らなかったこと、知らされていなかったことが明らかになってきました。また、正しい知識がないが故の過剰な反応も各地で発生しています。今後、国をはじめ行政や諸団体では大震災を受けての防災計画やエネルギー・電力政策などが見直されることとなりますが、私たちは生活者の立場で、その過程や内容をしっかりと見ていくことが大切になってきます。

一方、環境分野での政策目標である低炭素社会づくり・自然共生社会づくり・循環型社会づくりは、格段の強化が求められています。特に、地球の温暖化は年々深刻になっており、速やかに、あらゆる温暖化防止対策に着手することが必要になっています。また、これらの政策目標の達成度合いはエネルギー問題にも大きく関係しており、安全で安心できる社会をつくるために尚一層の環境の政策目標実現に努力していかなければなりません。

2011年の夏は、多くの家庭や職場で節電の取り組みがされました。これらの取り組みは大きな成果を上げましたが、「電力不足への対応」という一過性のもので終わらせずに、一人一人が意識や行動を維持・継続していくことが大切です。そして、節電から省エネ、さらに環境に配慮したライフスタイルの創造へと進化させていく必要があります。また、その必要性を認識するに留まらず、積極的に実践していくことが何より大切になってきます。

生協やくらしを取り巻く情勢は大きく変化しましたが、環境保全のために取り組むべき課題は変わりません。地球温暖化防止と自然環境の保全は永遠の課題であり、第1次案で示している4つのテーマは変更しません。第1次案を補強する形で、新たに「実践」に重きを置いた2012年から2014年までの3年間の具体的な行動計画と到達目標を示すことにします。

### 【4つのテーマ】

- ①組合員活動としての環境保全の取り組み
- ②産直や地産地消などの強化による環境配慮商品の取り組み
- ③温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）の総量削減の目標化  
※今後、発電時の二酸化炭素排出量が見直しされるため暫定的な目標になります。
- ④廃棄物の更なる削減と事業化

2012年度からの3年間では、「地域社会から生協が見える活動」、「コープしがの組合員を中心としながらも多くの県民が参加できる活動」、「事業者として率先して取り組むべき活動」の三点を大切にして重点的な取り組みを設定します。また、環境政策の補強・見直しや進捗状況の点検・評価を行うために環境政策推進委員会を設置します。

#### 【重点的に取り組むこと】

- ①琵琶湖の水源であり、二酸化炭素の吸収源でもある滋賀県の森林を保全する活動として「コープの森」づくりを進めます。
- ②琵琶湖をはじめとする滋賀県の豊かな環境に触れ、学び、自然を大切にすることを育む活動を進め、その活動を環境活動白書にまとめ「見える化」を図ります。
- ③電力消費量の削減と自動車燃料による温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）の削減に向け、太陽光発電やBDF車・電気自動車を導入します。
- ④生協の事業に由来する廃棄物の排出削減に努めるとともに、資源循環事業の構築を図ります。
- ⑤再生可能エネルギーに関する情報提供や学習を推進し、組合員宅への太陽光発電普及を促進します。また、コープしがの事業所に固定価格買取制度（※8）による太陽光発電を導入します。

#### ①コープの森

滋賀県の面積に占める琵琶湖の割合は6分の1ですが、実は森林の面積は2分の1になっています。これらの森林が琵琶湖の水を育み、温暖化防止にも大きな効果を発揮しています。しかし、森林を中心とする社会システムが崩壊し、多くの森林が手入れ不足となり、森林の持つ様々な機能が失われつつあります。わたしたちは、森林を所有する方々と手を結び、森林の保全活動に協力するとともに、交流を通して互いの成長をめざします。多くの組合員が森林に触れる機会を創出し、「コープの森」を地域の産業や文化との交流拠点、新たな事業の拠点へと発展させたいと考えています。また、滋賀県の森林は琵琶湖の大切な水源でもあり、多くの生協にも「コープの森」の情報を発信していきます。

成長するのに長い期間を要する木を対象とする森林の保全活動は、短期間で成果が出るものではありません。社会的に責任ある活動とするためにも長期間の保全活動を保証できる資金的な裏付けも行います。

#### ②自然を大切にすることを育む活動

私たちは、滋賀県の豊かな自然を次世代につなげる使命を持っています。次の世代も同様に、代々、繋ぎ続けていかなければなりません。そのために、私たちは、自然を大切にすることを育む活動が重要だと考えています。あらゆる世代を対象に、豊かな自然に触れあう活動や自然を保全する活動を展開し、自然について考える機会を積極的に提供していきます。

また、一年間の様々な活動を「環境活動白書」として整理し、社会に伝えるとともに、次世代に引き継げるようにしていきたいと考えます。

※環境活動白書は、CSRレポートとの連携を大切にし、作成・使用します。

#### ③事業における省エネ活動

日本生協連の4つのテーマにも上げられていますが、発電にともなう二酸化炭素排出量が今後どのように変化していくか予測することは困難になっています。長期的な二酸化炭素排出量の削減目標は暫定数値として位置付け、今後3年間は、電気使用量の削減目標と業務車両の燃料削減目標（自然由来燃料への切替を含む）を明確にして取り組みを進めます。

電気使用量削減に向けては、再生可能エネルギーの活用する太陽光発電の導入や設備機器の改善を行います。また、コープしがにおいて二酸化炭素排出量が最も多い車両燃料の分野では、電気自動車の実験導入、燃費の改善と軽油からBDFへの切替に取り組みます。また、BDFの原料確保に向けた取組や新たな自動車燃料の調査も進めます。

#### ④資源循環事業

コープしがの事業に由来する廃棄物は、コープしがの各事業所だけでなく、委託先の物流センターや組合員の家庭でも排出されています。これらの廃棄物を可能な限り資源化し、社会に循環させる事業を強化します。このことは事業所や各家庭での廃棄物の排出量を低減することにも大きな効果があります。廃棄物の減量と再資源化の目標数値を明確にし、事業として管理できるようにします。さらに、現状、再資源化を委託している廃棄物についても、コープしがとしての事業化についても検討していきます。

## ⑤再生可能エネルギーの普及

再生可能エネルギーは、県内全域で活用ができ、安全で、かつ温室効果ガスの排出が極めて少ないエネルギーです。2011年の日生協のアンケートでもほぼ50%の生協組合員が再生可能エネルギーに関する学習や導入情報を求めています。コープしかでは、学習の機会を提供するとともに、実際に再生可能エネルギーを導入した家庭の各種情報を収集・発信します。

事業では、組合員宅への太陽光発電幹旋事業の強化し、さらに、コープしがの事業所に固定価格買取制度を活用して100kw規模の太陽光発電を複数事業所に導入します。また、地域諸団体や行政との連携を強化し、再生可能エネルギーに関する調査研究・導入テストなどに取り組みます。

## 1. 組合員活動としての環境保全の取り組み

琵琶湖を抱える滋賀の生協として持続可能な社会をめざし、琵琶湖や森林を守る活動や、飼料も含めた地産地消の推進、省エネ・ゴミ削減などくらしの見直しを一層すすめて、より多くの人に参加でき効果のある取り組みを進めます。また、子どもや若い世代を対象とした取り組みを進めます。

### (1) 低炭素社会に向けて

- ①家庭からのCO<sub>2</sub>排出量の削減につながるように、くらしの中でできる省エネや温暖化対策の提案・啓発に取り組み、誰でも参加できるくらしの見直し活動をすすめます。
- ②「家庭の省エネ診断講座（仮称）」を開催し、受講者が自分の家庭の省エネを推進するとともに、組合員家庭の省エネ診断やアドバイスをする取り組みをすすめます。
- ③地球温暖化問題などについての学習会を積極的にすすめます。

### (2) 自然共生社会に向けて

- ①身近な琵琶湖や河川の水環境測定や、森・川・琵琶湖などでの生き物観察などを行い、自然環境や生物多様性への理解をすすめます。
- ②琵琶湖の水源地につながる里山や森林、そして琵琶湖の保全活動、自然体験活動をすすめます。また、「コープの森」づくりを重点課題として設定し、県内各地での展開を具体化します。

### (3) 循環型社会に向けて

- ①生協商品に関わる容器包装や配布物の回収・リサイクル活動への組合員参加を強めます。また、リサイクル商品の普及をすすめます。
- ②地域のゴミ・資源問題について、学び・調査する活動を通して組合員活動をすすめます。また、くらしの中の無駄を無くしゴミを削減する工夫などの情報交流に取り組みます。
- ③行政や地域で開催される環境イベントなどに積極的に参加します。また、ゴミ資源問題など循環型社会に向けた行政施策の充実を求めて、行政との意見交換、懇談などを行います。

## 2. 産直や地産地消などの強化による環境配慮商品の取り組み

環境に配慮した産直商品や地産地消商品の取り扱いを強化します。またその他の商品でも環境配慮商品の取り扱いを進め、組合員の購買行動の参考となる情報提供などに積極的に取り組みます。

- (1) コープしがが取り組んできた産直や地産地消を更にすすめて、県内農産物・特産品の開発普及や消費拡大などによる、環境保全型農業の応援や環境への負荷低減に取り組みます。また、生産者や産地との交流を行い、生物多様性への理解を広げます。
- (2) 琵琶湖を抱える滋賀県の持ち味を活かした環境こだわり米や、飼料米・(※2)水草活用飼料など環境に負荷



をかけない地域資源を活用した地産地消や産直など、自然共生社会（生物多様性）づくりや（※3）フードマイレージの考えも参考にしたCO<sub>2</sub>削減の貢献につながる商品の利用をすすめます。

- (3) 日本生協連やコープきんきと連携して、有機・特別栽培農産品や（※4）MSC・FSCなどの生物多様性に配慮した商品、詰替や再生資源を活用した循環型社会を目指す商品の取り扱い拡大と利用拡大をすすめます。また、商品のライフサイクルでのCO<sub>2</sub>排出量を表す（※5）カーボンフットプリントをはじめとする環境表示やマークの表示拡大と情報提供を行い、商品やその背景にある社会の変化や課題を学び、組合員の商品選択の参考としてもらいます。
- (4) 省資源・容器包装削減商品の利用拡大に組合員の参加で取り組みます。

### 3. 温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）の総量削減の目標化

コープしがは、温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量を2005年度実績（5,852トン）から20%削減し、2020年度に4,682トンにすることを目標とします。

上記のCO<sub>2</sub>削減の自主目標を掲げ、目標達成に向け以下の取り組みをすすめます。総量算出の対象は、コープしがの事業とそれに関わる事業全般とし、具体的にはコープしが、子会社、物流センター、委託配達の温室効果ガス排出量を目標管理します。

※全国の生協が取り組む「温室効果ガス総量削減長期計画」では、前述の対象となる事業や施設が異なるため、コープしがの目標は2005年度実績から15%削減する計画となります。

- (1) 店舗や無店舗事業センターなどの施設での電気を中心とするエネルギー使用量削減を進めます。また、配達車両の燃料を軽油から（※6）BDFに変更するなど、車両燃料による二酸化炭素排出量の削減に努めます。さらに、総量削減の自主目標達成に向け、子会社や業務受託会社との連携を強め、情報やノウハウの共有化をすすめます。
- (2) 国や自治体に対して、CO<sub>2</sub>削減や再生可能エネルギーの普及促進への政策提言を積極的に行い、また自治体、NPO、市民、組合員と共同し、再生可能エネルギー普及促進の取り組みを積極的に行います。
- (3) 上記の目標数値は、2005年の発電時に発生した二酸化炭素量の実績に基づいています。この数値（排出係数）は毎年変化しますが、目標数値を明確にするために2020年まで固定して使用します。また、（※7）カーボンオフセットなどの温室効果ガス削減に関する各種制度やシステムの調査・研究も行います。

### 4. 廃棄物の更なる削減と事業化

組合員からの回収物と、物流センターも含めた事業全体からの排出物の削減・分別・運搬・資源化（有価物化）など、廃棄物削減のトータルデザインを作成し、事業化の検討を行います。

環境負荷低減、コンプライアンス、経済合理性の3つの視点を貫き、最終的に廃棄（焼却・埋め立て処理）になるものを徹底して削減することを目指します。

- (1) コープしが事業所からの廃棄物分別・資源化を進めてきました。さらに物流センターも含めたトータルでの廃棄物削減と再資源化をすすめます。再資源化委託先は国内リサイクルを優先に選定を行います。
- (2) 組合員に供給した案内書や商品包材を中心に回収してリサイクルに取り組んできました。これをさらにすすめて、回収物の量と種類を増やし事業化の検討を行います。

## 5. 環境事業積立金の活用について

コープしがは、事業活動の成果である剰余金を環境事業積立金として積み立ててきました。このことは、「環境事業は生協の社会的使命の重要な柱であり、事業を展開するための原資を確保し、積極的かつ持続的に取り組む」という意志の表明でもあります。

したがって、前段に記した活動には積極的に環境事業積立金を充てていくことになります。特に、これから3年間の重点的な取り組みで発生する費用には長期にわたる執行が予想されるものもあり、環境事業積立金を積み増ししていくことも大切になります。

《例》

- ①コープの森を保全するための拠出金（協定書で金額や期間を決定）
- ②環境活動白書の制作費用
- ③太陽光パネルや電気自動車の償却費用や維持管理費用
- ④BDFの原料確保の費用や新たな燃料に関する調査研究費用

### ■用語説明

- ※1 「温室効果ガス」：大気中において、地表からの熱を吸収することで地球温暖化をもたらす気体の総称。二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）・メタン・フロンの一部などがあるが、コープしがが削減対象とするのはCO<sub>2</sub>のみ。
- ※2 「水草活用飼料」：琵琶湖に生える水草オオカナダモを刈り取り、乾燥・粉碎などの処理をして畜産（採卵鶏）の飼料にする取り組み。琵琶湖の環境保全と飼料の地産地消の両方に貢献する。
- ※3 「フードマイレージ」は、「食料輸入重量×輸送距離」で表される。家畜飼料を含め食料輸入が多い日本はフードマイレージが世界中で一番大きい。特に家畜飼料が占める割合が大きく、これを国産にすることはフードマイレージを減らす効果が大きいと言える。
- ※4 「MSC・FSC」：MSCは水産資源を獲るときに海の生態系を守るため漁獲量や漁法などを厳しく制限して、それを守って獲った水産物に与えられる認証マーク。また、FSCは森林の管理や伐採が環境や地域社会に配慮して行われた木材からの製品（紙）であることを示す認証マーク。
- ※5 「カーボンフットプリント」：原料を作り、集め、商品を作り、運び、販売し、消費者が使い、そして廃棄・リサイクルするすべての過程（ライフサイクル）で、CO<sub>2</sub>がどれだけ排出されているか計算し表示したもの。消費者が商品選択する情報の一つとし、CO<sub>2</sub>削減をすすめる手がかりとして、今後導入がすすむと思われる。
- ※6 「BDF」：廃食油精製燃料で、軽油の代わりとしてディーゼル車の燃料として使用される。原料が植物由来で元々空気中の二酸化炭素からできているため、燃料として使用してもCO<sub>2</sub>排出はゼロと見なすことができる。2011年度末現在、愛知川・彦根センターのトラック4台にBDF 100%燃料を、24台にBDFを軽油に5%混合したものを給油している。
- ※7 「カーボンオフセット」：温室効果ガス排出量を他の削減量によって相殺すること。例えば店舗のCO<sub>2</sub>削減対策として、開発途上国の省エネプロジェクトに資金を提供してその削減量を生協の削減量としたり、排出量（権）取引により購入すること。
- ※8 「固定価格買取制度」：再生可能エネルギー（太陽光や風力などの自然の力を利用したエネルギー）の普及・拡大を目的に2012年7月に導入された制度。電力会社には、これらエネルギーによって発電された電気を一定価格・一定期間、買い取ることが義務づけられている。価格・期間は、毎年検討委員会を設置し検討されるが、2012年度は太陽光発電の場合買取価格42円・買取期間20年間で決められた。

## 森林整備の必要性と意義

### 1. 森林の多面的機能

(1)森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保険休養の場の提供などのたくさんの機能を有しており、私たちの生活と深く関わっています。

(2)日本学術会議の答申では、森林には次のような機能があるとされています。

#### ①生物多様性保全

- ・森林は多くの生き物のすみかになっています。さらに、河川や沿岸の生き物の生育にも役立っています。

#### ②地球環境保全

- ・森林の植物は光合成により温暖化効果ガスである二酸化炭素を吸収します。
- ・地球全体では森林が気候を安定する役割を担っています。

#### ③土砂災害防止機能／土壌保全機能

- ・風雨による山の侵食や表層の崩壊、落石、土砂の流出、土石流の発生などを防いでいます。

#### ④水源涵養機能

- ・洪水の緩和や水量の調節機能を果たしています。
- ・水資源を貯留したり、水質を浄化しています。

#### ⑤快適環境形成機能

- ・気候の緩和（夏の気温低下）や大気の浄化によって、快適な環境をもたらしてくれます。

#### ⑥保健・レクリエーション機能

- ・療養、森林浴などの保養、さらに行楽などのレクリエーションの場を提供してくれます。

#### ⑦文化機能

- ・景観（ランドスケープ）、風致だけでなく、芸術、宗教と祭礼、伝統文化に貢献しています。

#### ⑧物質生産機能

- ・木材をはじめ、食糧、肥料、飼料、薬品などの工業原料、工芸材料などを提供してくれます。

### 2. 森林の荒廃

(1)多面的な機能を持つ森林も、次のような原因で荒廃が進んでおり、林業の現状を踏まえると今後も増加することが予想されます。

#### ①林業の衰退

木材価格の下落、就業者の減少・高齢化→手入れ不足の森林の増加

#### ②侵入竹の増加

竹林の管理放棄→周辺の森林に侵入

(2)健全な森林（公益的機能が低い）と荒廃した森林（公益的機能が低い）

#### ①健全な森林

- ・整備が定期的に行われ、適度な間隔で立木が健全に生育し、陽光が地面に届く。
- ・木や下草の根が発達し、養分に富む保水力の高いスポンジ状の土壌になり、地下への雨水の浸透量も増加します。

#### ②荒廃した森林

- ・立木が曲がったり、細くなります。立木が密生しているため、表面的には良好に見えますが、森林内は暗く下草がまったく生えていません。
- ・雨水は地下に浸透せず地表を流れ、根が発達せず保水力が低下した土壌は、降水の都度、土砂を流出します。

(3)森林が荒廃することによって多面的な機能を失うと、森林から流れ出る河川・琵琶湖の環境に大きな影

響を与えることは勿論のこと、大規模な災害が発生する可能性も高くなります。

### 3. 森林の整備

(1)滋賀県でも、戦後、国土の保全や木材需要の拡大に備え、多くの植林が行われました。スギとヒノキが中心で、これらの人工林は自然林と違って、人の手による定期的な整備が行われないと荒廃が進んでしまいます。他の都道府県でも整備対象の中心はこれらの人工林になっています。

#### (2)人工林の整備の考え方

①人の管理の必要がない自然林に戻す（誘導する）。多めの間伐と竹林の侵入を防いで、自然林に戻りやすい環境をつくりよう整備します。

②人の手が入った人工林にはその特性・特長があり、それらが生かせるよう、人工林のまま維持する整備も行います。人工林の保全には、次のような効果が期待されています。

- ・ 森林は、二酸化炭素を吸収、貯蔵する機能を持っていますが、同時に植物は呼吸もするため二酸化炭素を排出しています。成長期には光合成が活発で多くの二酸化炭素を吸収しますが、成長期が終わると排出量の方が増えてきます。そのため、成長期の後半で伐採し、新たに植林し、二酸化炭素の吸収効果を維持することができます。

- ・ 人工林を自然林に戻すには一定の期間を要します。その期間は土壌の安定が確保できないため、土砂災害を防ぐ視点から、地域や地質によっては、人工林のまま維持することが効果的なこともあります。

- ・ 人の手の入った森林に適応して生息している生き物は、自然林に戻ると生息環境が大きく変わり、住みかを失ってしまう恐れがあります。生物多様性の観点では、現状の環境を保全することも大切なこととなります。

※鹿の害が増えているのも、森林に光が入らず、鹿の餌となる植物がないため、餌を求めて人里近くに出てきたからです。鹿は、森で生息すると考えがちですが、繁茂した森は外敵から身を隠すのに適しているだけで、餌の確保はできません。戦後の経済成長期の若い造成林は、鹿にとって絶好の生息地で、20年ほど個体数を増やし続けてきました。しかし、その森林が手入れ不足で生息できなくなり、鹿の害が増大することになったのです。人間の勝手な行為が、自然を破壊し、人間に害を与えるということを如実に示しています。

#### (3)里山の整備

①ごく最近まで、里山から薪炭などの材料を切り出し、緑肥としての草や広葉樹の若枝が使われてきました。また、里山に生息する動植物は大切な食糧にもなりました。山村の生活と密着しており、生活圏の一部になっていました。しかし、針葉樹の植林が進み、化石燃料の使用が中心になると、里山にも人が入らなくなり、荒廃することになってしまいました。

②里山は、人の手で不要な草が刈り取られ、立ち枯れた木も取り除かれるなどして環境を維持してきました。そのため、抜き伐りや下刈りが整備の中心になり、さらに、地域の生態系や生活環境、利活用など個々の里山の事情に応じた対応がとられます。

### 4. 整備の担い手

(1)林業が衰退した現在では、森林所有者だけで森林整備を行うことは困難になっています。費用面だけでなく、技術的な側面や労働力の提供など総合的なサポートが必要であり、これからの森林整備は、森林の所有者、森林整備の専門家、ボランティア、整備資金の提供者及び行政の連携なくして推進していくことはできません。

(2)滋賀県は、「琵琶湖森林づくり条例」を平成16年4月に施行しました。この条例では地域が一丸となって森林整備に取り組むことを定めています。

①森林づくりの推進については、森林所有者のみに任せるのではなく、森林所有者、森林組合、県民、事業者及び県による役割分担と協働を求めています。

②事業者への責務として、森林の多面的機能の確保に配慮するとともに、県が実施する森林づくりの施策への協力を求めています。



## 5. コープしがの姿勢

- (1) コープしは、滋賀県内で活動する事業者として、琵琶湖をはじめとする県内の環境保全に積極的に寄与していきます。このことは、コープしがの持つ社会的責任を果たすこととなります。
- (2) 琵琶湖と琵琶湖を取り巻く県土全てが環境保全の対象となりますが、2012年度からの3年間は、琵琶湖の水源である森林の整備に重点を置きます。森林の所有者とパートナー協定を結び、森林所有者が行う森林整備の活動を支援し、私たちもできる範囲で森林整備に参加していきます。
- (3) さらに、森林整備を通して森林所有者との信頼関係を築き、広範なパートナーシップに発展させていきます。
- (4) 琵琶湖は下流域に住む人々にとっても貴重な水源であり、淀川流域の生協との環境保全に関する交流にも取り組んでいきます。

琵琶湖森林づくり条例（前文）：平成16年4月1日施行

滋賀の森林は、県土のおよそ2分の1を占め、すぎ、ひのきなどの人工林、あかまつ、こなら、ぶななどの天然林が豊かに広がり、琵琶湖と一体となった滋賀独特の四季折々の風景をつくりだしている。

これらの森林は、生命の源である清らかな水をたくわえ、県土を保全して洪水などから私たちの暮らしを守るとともに、多様な動植物の生息または生育の場を提供するなど様々な役割を果たしてきた。

そして、これらの森林に取り囲まれ、豊かな水をたたえる琵琶湖から、私たちをはじめその下流域の人々も多くの恩恵を受けてきた。その琵琶湖の水をはぐくんでいるのは、周りを囲む山々の森林であり、琵琶湖の恵みはとりもなおさず緑豊かな森林からの恵みである。

まさに。滋賀の森林は、琵琶湖や人々の暮らしと切り離すことができない、何ものにも代えがたい貴重な財産である。

我が国では、戦後、国土の保全、拡大する木材需要等に対応するため、積極的にすぎ、ひのきなどの植林がおこなわれてきたものの、生活様式の変化などによる薪炭から化石燃料への転換や高度経済成長期からの木材輸入の増加などにより、木材等の林産物の生産を通じて森林づくりを支えてきた林業が大きな打撃を受け、今日まで構造的な不振の状況にある。その結果、県内においても適切な手入れがされないまま放置されている森林が見受けられるようになってきた。このままでは琵琶湖の水源かん養はもとより、県土の保全などの森林の多面的機能が損なわれ、私たちの暮らしに深刻な影響をもたらすことが危惧される。

今こそ私たちは、利便性や効率性を追求するあまり忘れかけてきた森林を慈しむ心の大切さを再認識し、森林の多面的機能を見つめ直す必要がある。ここに、私たちは、森林づくりに主体的に参画し、琵琶湖の下流域の人々とともに、長期的な展望に立ち、その多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し、琵琶湖森林づくり条例を制定する。